

第2章 生命保険・損害保険(リスクマネジメント)

第1節 本章で学ぶ内容

第2章では主に、生命保険や損害保険について学びます。具体的には、保険の原則、種類、仕組みなどについて学習します。

第2節 保険総論

1. 生命保険や損害保険の必要性

私たちの日常生活には、いつも危険が隣り合わせです。いつ病気になるかわからないし、あるいは、いつ交通事故にあうかわからないものです。これらの危険を完全に避けることはできませんが、これらの危険に遭遇したときに備えて、対策を立てておくことにより、そこから生じる損失を回避したり、軽減することは可能です。

そこで、生命保険や損害保険が必要となるのです。なお、日常生活の危険から生じる損失に備えて対策を立てることをリスクマネジメントといいます。

2. 保険の原則

保険制度を成り立たせている原則として、大数の法則と収支相等の原則があります。大数の法則とは、少数では何ら法則性がないようなことであっても、大数でみると一定の法則があることです。例えば、サイコロを振る回数が多くなると、数字の確率はほぼ等しくなることです。また収支相等の原則とは、保険契約者が支払う保険料が、保険会社が支払う保険金などと等しくなるように算定されることです。

収支相等の原則

保険会社の収入 = 保険会社の支出

保険会社の収入・・・保険料総額と運用収益 保険会社の支出・・・保険金総額と経費

3. 保険契約者の保護

保険会社が破綻してしまうと、保険契約者が損失を被ることになります。そこで、保険契約者を保護するための仕組みや制度が設けられています。また保険契約者が保険会社のことを知るために、保険会社の健全性を明らかにするための指標があります。

(1) 保険契約者保護機構

保険契約者保護機構とは、保険会社が破綻した場合に備えて、保険契約者を保護する目的で設立された法人です。生命保険の場合は生命保険契約者保護機構、損害保険の場合は損害保険契約者保護機構があり、国内で営業する生命保険会社、損害保険会社は機構への加入が義務付けられています。ただし、小額短期保険業者や共済に関しては、加入義務はありません。

保険契約者保護機構の保護内容は、生命保険契約者保護機構の場合、破綻時点の責任準備金の90%までを補償するというものです。なお、責任準備金とは、保険会社が将来において支払う保険金等のために積み立てておく金額のことです。一方、損害保険契約者保護機構の場合、保険金の80%から100%を補償するという内容です。保険の種類によって何%になるかは異なりますが、自賠責保険や地震保険の場合は、100%の補償となっています。

〈参考リンク 1〉 [生命保険契約者保護機構](#)

〈参考リンク 2〉 [損害保険契約者保護機構](#)

(2) クーリングオフ制度

クーリングオフ制度とは、契約後に消費者側から契約を取り消すことができる制度のことです。ただし、クーリングオフを行うには、一定の要件を満たす必要があります。クーリングオフの手続きは、契約の申込日またはクーリングオフについて記載された書面を受取った日のいずれか遅い日から 8 日以内に、申込みの撤回または解除を書面をもって行う必要があります。

ただし、クーリングオフができない場合もあります。それは、保険会社の営業所に出向いて契約をした場合、保険期間が 1 年以内の保険の場合、契約にあたって医師の診査を受けた場合です。

(3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは、不測の事態が生じた場合に保険会社が支払いに対応できるかを判断するための指標です。ソルベンシー・マージン比率は、比率が高いほど安全性が高く、通常 200%以上あれば健全であると言えます。それ故、ソルベンシー・マージン比率が 200%を下回ると金融庁から早期是正措置が発動されることとなります。

〈参考リンク〉 [健全性\(ソルベンシー・マージン比率\) \[第一生命\]](#)

第3節 生命保険

1. 生命保険の種類

生命保険には、死亡保険、生存保険、生死混合保険の3つの種類があります。死亡保険とは、被保険者が死亡または高度障害になった場合に保険金が支払われる保険です。生存保険とは、一定期間が終わるまで被保険者が生存している場合にのみ保険金が支払われる保険です。生死混合保険とは、死亡保険と生存保険を組み合わせた保険です。なお、被保険者とは保険の対象となっている人のことです。

2. 保険料の仕組み

保険料には、保険料の算定(何にもとづいて保険料が計算されるか)と保険料の構成(保険料が何に対して使われるか)の論点があります。

(1) 保険料の算定

保険料は、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定基礎率にもとづいて算定されます。予定死亡率とは、統計にもとづいて性別、年齢ごとに算出した死亡率のことです。予定利率とは、保険会社があらかじめ見込んでいる運用利回りのことです。予定事業費率とは、保険会社が事業を運営するうえで必要な費用のことです。

(2) 保険料の構成

保険料は、純保険料と付加保険料で構成されており、さらに純保険料は、死亡保険料と生存保険料に分けられます。純保険料とは保険会社が支払う保険金にあてられる部分のことであり、付加保険料とは保険会社が事業を維持するための費用にあてられる部分のことです。また、死亡保険料とは死亡保険金の支払いにあてられる部分のことであり、生存保険料とは生存保険金の支払いにあてられる部分のことです。

(3) 保険料の算定と構成の関係

死亡保険料と生存保険料は、予定死亡率と予定利率をもとに計算され、付加保険料は、予定事業費率をもとに計算されるという関係になっています。

3. 剰余金と配当金

剰余金とは、保険会社が受取った保険料が、実際にかかった費用よりも多くなった場合に生ずる差益のことです。保険会社に剰余金が生じた場合は、保険契約者に対して配当金が支払われる場合があります。そこで剰余金が発生する原因と配当金がもらえる保険と配当金がもらえない保険の違いについて説明します。

(1) 剰余金の発生原因

剰余金が発生する原因には、死差益、利差益、費差益の3つがあります。死差益とは予定していた死亡者数より実際の死亡者が少なかった場合に生じる利益のことです。利差益とは、予定していた運用収益より実際の運用収益が多かった場合に生じる利益のことです。費差益とは、予定していた経費より実際の経費のほうが少なかったことにより生じる利益のことです。

(2) 配当金の有無による保険の分類

配当金の有無によって保険は、有配当保険、準有配当保険、無配当保険の3つに分けられます。有配当保険とは、配当金の支払いのある保険のことであり、無配当保険とは、配当金の支払いのない保険のことです。なお、有配当保険には、通常の有配当保険の他に準有配当保険もあります。通常の有配当保険は死差益、利差益、費差益の3つから配当金が支払われますが、準有配当保険は利差益のみを配当金として支払うという保険です。

4. 契約の手続き

保険に申込みには、契約の手続きが必要となります。契約の手続きの際に、保険会社は保険の申込みを承諾するか否かの判断のため、健康状態や過去の病歴などについて質問を行うので、保険契約者や被保険者はその質問に答える義務があります。この義務のことを告知義務といいます。

また、保険会社が契約上の責任を開始する日、つまり、保険会社が保険金等の支払いを開始する日のことを責任開始日といいます。責任開始日は、申込み、告知、第1回目の保険料払込みがすべてそろった日となります。

5. 保険料の払込み

保険料の払込方法として、一時払い、年払い、半年払い、月払いなどがあります。保険料の払込を行わなかった場合、すぐに契約が取り消されるわけではなく、一定の猶予期間が設けられています。猶予期間は、月払いの場合、払込期日の翌月初日から末日までであり、年払い、半年払いの場合、払込期日の翌月初日から翌々月の契約応当日までとなっています。

猶予期間内に保険料を支払わなかった場合、保険契約は効力を失うこととなります。なお、保険契約が効力を失うことを失効といいます。

ただし、失効した契約であっても、一定期間内に所定の手続きを行うことによって、契約を元の状態に戻すこともできます。なお、いったん失効した契約を元の状態に戻すことを復活といいます。復活の場合、未払いの保険料を支払うのは当然ですが、健康状態によっては復活できないこともあります。また、復活時の保険料は、契約時の保険料率がそのまま適用されることとなります。

6. 必要保障額の計算

仮に世帯主が死亡した場合、残された遺族は保険金を頼りに生きていかなければなりません。そこで、保険金がいくら必要であるのかを計算する必要があります。生活費などの支出額のうち、生命保険等でカバーする必要のある金額のことを必要保障額といいます。

必要保障額は、死亡後の支出総額から総収入を差引いてもとめることができます。支出総額の具体例として、末子独立までの遺族生活費、末子独立後の配偶者生活費、その他必要資金などがあります。総収入の具体例として、社会保障、企業保障や保有金融資産などがあります。

7. 主な生命保険のタイプ

生命保険のタイプには、定期保険、終身保険、養老保険などがあります。

(1) 定期保険

定期保険とは、一定の期間内に死亡した場合に、死亡保険金が支払われるというタイプの保険です。定期保険の特徴は、保険料は掛け捨て、満期保険金はなし、他のタイプに比べて保険料が安い、という点です。

定期保険はさらに平準定期保険、逡減定期保険、逡増定期保険、収入保障保険に分類することができます。これは保険金額がずっと変わらないか、一定期間ごとに減少するか、一定期間ごとに増加するか、年金形式で支払われるかの分類です。つまり、平準定期保険は保険金額が一定の定期保険であり、逡減定期保険は保険金額が一定期間ごとに減少する定期保険であり、逡増定期保険は保険金額が一定期間ごとに増加する定期保険であり、収入保障保険は保険金額が年金形式で支払われる定期保険のことです。

(2) 終身保険

終身保険とは、保障が一生涯続くタイプの保険です。終身保険の特徴は、解約時の解約返戻金が多いので貯蓄性の高い保険であるという点です。ただし、一時払終身保険の場合、早期に解約すると解約返戻金が払込保険料を下回ることもあります。

(3) 養老保険

養老保険とは、一定の期間内に死亡した場合には、死亡保険金を受取ることができ、満期時に生存していた場合には、満期保険金を受取ることができるというタイプの保険です。

8. その他の生命保険のタイプ

上記以外の生命保険のタイプとして、定期保険特約付終身保険、利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)、特定疾病保障保険、団体保険、こども保険(学資保険)、変額保険などもあります。

(1) 定期保険特約付終身保険

定期保険特約付終身保険とは、終身保険を主契約とし、これに定期保険特約を付した保険です。この保険の特徴は、定期保険特約を付けることによって、一定期間の死亡保障を厚くしている点です。

定期保険特約付終身保険には、全期型と更新型の2つのタイプがあります。全期型は、定期保険の期間を終身保険の保険料支払期間と同じ期間で設定したものであり、更新型は、定期保険の期間を終身保険の保険料支払期間より短く設定したものです。更新型の場合、更新時の年齢で保険料が再計算されるので、更新ごとに保険料が高くなるという特徴があります。

(2) 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)

利率変動型積立終身保険とは、支払った保険料を積立部分と保障部分に一定の範囲内で自由に設定できる保険のことです。保険料払込期間が満了したあとは、積立金を終身保険や年金に移行することができます。

(3) 特定疾病保障保険

特定疾病保障保険とは、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)の診断があり、所定の状態になった場合に、生存中に死亡保険金と同額の保険金(特定疾病保険金)を受取ることができる保険です。

この保険の特徴は、特定疾病保険金を受取った時点で契約が終了し、その後死亡しても死亡保険金は支払われない点にあります。なお、特定疾病保険金を受取らずに死亡した場合には、死亡原因に係らず死亡保険金が支払われることとなります。

(4) 団体保険

団体保険とは、企業や組合などの団体が契約するタイプの保険です。この保険の特徴は、大人数で加入するため、保険料が割安になる点です。

(5) こども保険(学資保険)

こども保険(学資保険)とは、子供の進学に合わせた祝い金や満期に満期保険金を受取ることができる保険です。こども保険(学資保険)は、原則として親が契約者、子供が被保険者となります。この保険の特徴は、親が死亡した場合は、それ以降の保険料は免除され、進学祝い金や満期保険金は当初の契約どおりに支払われる点にあります。

(6) 変額保険

変額保険とは、保険会社が株式や債券等を運用し、その運用成果に応じて保険金や解約返戻金の額が変動する保険です。変額保険は、保険金や解約返戻金が一定の定額保険の資産とは別の口座で運用されます。なお、定額保険の資産のことを一般勘定というのに対して、変額保険の場合は特別勘定といいます。この保険の特徴は、死亡保険金、高度障害保険金には最低保証がありますが、解約返戻金、満期保険金には最低保証がない点です。なお、最低保証のことを基本保険金といいます。

また、変額保険は、一生涯保障が続く終身型と保険期間が一定の有期型があります。

9. 個人年金保険

個人年金保険には、通常の個人年金保険の他に、変額個人年金保険があります。

(1) 個人年金保険

個人年金保険とは、契約時に定めた一定の年齢に達すると年金を受取ることができる保険です。個人年金保険は、保険金の受取方法によって、終身年金、保証期間付終身年金、有期年金、保証期間付有期年金、確定年金、夫婦年金に分類されます。

終身年金とは、生存している間、年金が受取れる個人年金保険であり、保証期間付終身年金とは、保証期間中は生死に関係なく、保証期間後は生存している場合に年金が受取れる個人年金保険です。

有期年金とは、生存している間の一定期間、年金を受取れる個人年金保険であり、保証期間付有期年金とは、保証期間中は生死に関係なく、保証期間後は生存している間の一定期間、年金を受取れる個人年金保険です。

確定年金とは、生死に関係なく一定期間、年金を受取れる個人年金保険です。夫婦年金とは、夫婦のいずれかが生存している限り、年金を受取れる個人年金保険です。

(2) 変額個人年金保険

変額個人年金保険とは、保険会社が株式や債券等を運用し、その運用成果に応じて年金や解約返戻金の額が変動する保険のことです。この保険の特徴は、年金支払開始前に死亡した場合に受取る死亡給付金には一般的に最低保証がありますが、解約返戻金には最低保証がない点です。

10. 特約

生命保険に特約を付けることができます。特約を付すことによって、病気や怪我に備えることができます。特約の特徴は、あくまでも主契約に付加して契約するものであって、特約を単独で契約することはできないという点にあります。よって、主契約を解約すると、特約も自動的に解約することになります。

特約は、傷害や死亡に関する特約、入院に関する特約、通院に関する特約、その他の特約に分類することができます。

(1) 傷害や死亡に関する特約

傷害や死亡に関する特約には、災害割増特約や傷害特約などがあります。災害割増特約とは、不慮の事故が原因で180日以内に死亡または高度障害になったとき等に保険金が支払われる特約です。傷害特約とは、不慮の事故が原因で180日以内に死亡または所定の身体障害状態になったとき等に保険金または給付金が支払われる特約です。

(2) 入院に関する特約

入院に関する特約には、災害入院特約や疾病入院特約などがあります。災害入院特約とは、災害や事故による怪我で180日以内に入院したときに給付金が支払われる特約です。疾病入院特約とは、病気で入院したときに給付金が支払われる特約です。

(3) 通院に関する特約

通院に関する特約には、通院特約があります。通院特約とは、病気や怪我で入院し、退院後も治療のために通院をした場合に給付金が支払われる特約です。

(4) その他の特約

上記以外の特約として、特定疾病保障保険特約、リビングニーズ特約、先進医療特約などがあります。特定疾病保障保険特約とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったときに保険金が支払われる特約です。リビングニーズ特約とは、被保険者が余命6ヵ月以内と診断された場合、生前に死亡保険金が前倒しで支払われる特約であり、特約保険料は不要です。先進医療特約とは、療養時において公的医療保険の対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣の許可する先進医療の治療を届け出がなされている医療機関で受けたときに給付金が支払われる特約です。

11. 契約を継続させるための方法

保険料の支払いができなくなってしまうと失効することになってしまいますが、失効としないようにするための方法があります。いずれも解約返戻金を利用することになりますが、現在の保険の内容を全く変えないで保険を継続させる方法と現在の保険よりも保険金額を少なくしたり、保険期間を短くして保険を継続させる方法とがあります。

(1) 現在の保険の内容を全く変えないで保険を継続させる方法

現在の保険の内容を全く変えないで保険を継続させる方法として、自動振替貸付制度と契約者貸付制度があります。自動振替貸付制度とは、保険料の払込みがなかった場合に、保険会社が解約返戻金を限度として自動的に保険料を立て替えてくれる制度です。契約者貸付制度とは、解約返戻金を限度として、保険会社から資金の貸付けを受けることができる制度のことです。

(2) 現在の保険よりも保険金額を少なくしたり、保険期間を短くして保険を継続させる方法

現在の保険よりも保険金額を少なくしたり、保険期間を短くして保険を継続させる方法として、払済保険と延長保険があります。払済保険とは、保険料の払込みを中止し、その時点の解約返戻金を元にして、一時払いで当初の契約と同じ種類の保険に変更する方法のことです。その結果、保険期間は元の契約と同じですが、保険金額は元の契約よりも少なくなり、特約部分も消滅することになります。延長保険とは、保険料の払込みを中止し、その時点の解約返戻金を元にして、一時払いの定期保険に変更する方法のことです。その結果、保険金額は元の契約と同じですが、保険期間は元の契約よりも短くなり、特約部分も消滅することになります。

12. 契約の見直し

保険契約を見直すための方法として、契約転換制度を利用することができます。契約転換制度とは、現在契約している保険の責任準備金や配当金を利用して、新しい保険に加入する方法です。前述の払済保険や延長保険は、契約自体は変えない制度であるのに対して、契約転換制度は契約自体を変える制度です。それ故、契約転換制度を用いて契約を転換することによって、元の契約は消滅することになります。転換の際は、新たに告知または医師の診査が必要となり、保険料も転換時の年齢、保険料率で計算されることとなります。

また契約の見直しの一方法として、現在の保険金額を特約により増額したり、減額したりすることもできます。特約を付加する場合、特約の保険料は付加時の年齢で計算することとなります。

13. 生命保険と税金

生命保険料を支払った場合、税金(所得税や住民税)の計算上、金額に応じて所得から控除することができます。また生命保険金を受取った際には、どのような契約で誰が受取るかによって、相続税や所得税・住民税、あるいは贈与税が課せられることとなります。

(1) 生命保険料控除額

1月1日から12月31日までの1年間に支払った保険料が、その年の所得税や住民税の計算上、所得から控除することができます。ただし、2011年12月31日以前に締結した契約と2012年1月1日以降に締結した契約とでは、控除額が異なります。

2011年12月31日以前の契約における所得税の生命保険料控除額の最高額は、一般の生命保険料控除で50,000円、個人年金保険料控除で50,000円となっています。住民税の生命保険料控除額の最高額は、一般の生命保険料控除で35,000円、個人年金保険料控除で35,000円となっています。

2012年1月1日以降の契約における所得税の生命保険料控除額の最高額は、一般の生命保険料控除で40,000円、個人年金保険料控除で40,000円、介護医療保険料控除で40,000円となっています。住民税の生命保険料控除額の最高額は、一般の生命保険料控除で28,000円、個人年金保険料控除で28,000円、介護医療保険料控除で28,000円となっています。なお新契約では、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる契約(災害割増特約、傷害特約等)に係る保険料は、生命保険料控除の対象外となります。

また個人年金保険の場合、一定の要件を満たしていれば、一般の生命保険料控除と別枠で同額の控除が受けられます。一定の要件とは、①年金受取人が契約者または配偶者のどちらかであること、②年金受取人と被保険者が同一であること、③保険料の払込期間が10年以上あること、④確定年金・有期年金の場合は、年金受給開始日の被保険者の年齢が60歳以上で、年金受取期間が10年以上であること、の4つです。

(2) 生命保険金受取時の税金

生命保険金を受取った際に課される税金は、誰が契約者で、誰が被保険者で、誰が受取り人かによって、税金の内容が異なってきます。また保険金の内容が死亡保険金なのか、満期保険金なのかによっても税金の内容が異なってきます。

【死亡保険金の場合】

① 契約者が A さん、被保険者が A さん、受取人が B さんの場合

このケースを具体例であげると、父親が自分自身を被保険者として保険の契約を行い、受取人を母親としていたような場合です。この場合に課される税金は、相続税となります。母親が保険金を相続したというイメージです。

② 契約者が A さん、被保険者が B さん、受取人が A さんの場合

このケースを具体例であげると、父親が母親を被保険者として保険の契約を行い、父親自身が受取人としていたような場合です。この場合に課される税金は、所得税と住民税となります。契約者自身の元に保険金が入ってくるので、所得とみなされるのです。

③ A さんが契約者、被保険者が B さん、受取人が他人である C さんの場合

このケースはあまり一般的ではないと思われます、仮にこの3名が友人関係だとすると、Cさんは、契約者であり保険料を支払っていたAさんからお金をもらったというイメージになるので、贈与税が課されることとなります。

【満期保険金の場合】

- ① 契約者が A さん、被保険者は誰でもよくて、受取人が A さんの場合

この場合、契約者本人である A さんに保険金が入ってくるので、所得税と住民税が課されることとなります。

- ② 契約者が A さん、被保険者は誰でもよくて、受取人が他人である B さんの場合

この場合、B さんは A さんからお金もらったというイメージになるので、贈与税が課されることとなります。

なお、入院給付金、高度障害保険金、手術給付金、特定疾病保険金、(被保険者が受取る)リビングニーズ特約保険金などの場合は、受取人が本人や配偶者、直系血族あるいは生計を一にする親族の場合は非課税となります。

第4節 損害保険

1. 損害保険の原則

損害保険の場合も、生命保険同様、大数の法則と収支相等の原則は同様ですが、これに給付・反対給付均等の原則(レクシスの原則)と利得禁止の原則が加わります。

(1) 給付・反対給付均等の原則(レクシスの原則)

給付・反対給付均等の原則とは、それぞれの危険度に応じた保険料を負担しなければならないという原則です。

(2) 利得禁止の原則

利得禁止の原則とは、保険金の受取りによって儲けを得ることを禁止した原則です。言い換えると、損害保険の場合、あくまでも実際の損失額を限度に保険金を支払う(実損払い)という原則です。

2. 保険料の構成

損害保険料の構成は、生命保険の場合と同様です。つまり、損害保険料も純保険料と付加保険料から成り立っています。純保険料とは、保険会社が支払う保険金にあてられる部分であり、付加保険料とは、保険会社の事業費にあてられる部分のことです。

3. 保険金額と保険価額による分類

損害保険は、保険金額と保険価額の関係によって、超過保険と全部保険と一部保険に分けることができます。なお、保険金額とは、契約時に決める契約金額つまり保険事故が発生したときに保険会社が支払う最高限度額のことであり、保険価額とは保険事故が発生した場合に被るであろう損害の最高見積額のことです。

(1) 超過保険

超過保険とは、保険金額が保険価額よりも大きい保険です。よって、実損てん補、つまり損害額は全額支払われることとなります。ただし、損害額以上の保険金が支払われることはないので、この形で契約をしてしまうと、保険者は支払う保険料だけが多くなってしまいます。

(2) 全部保険

全部保険とは、保険金額と保険価額が同じ保険です。よって、実損てん補、つまり損害額は全額支払われることとなります。

(3) 一部保険

保険金額が保険価額よりも小さい保険です。一部保険の場合、保険金の支払いは、保険金額と保険価額との割合により決まります。この計算方法のことを比例てん補といいます。比例てん補は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

例えば、保険価額の6割しか保険金額を設定していなければ、損害保険金も損害額の6割しか支払わないということです。

4. 火災保険

火災保険とは、火災によって生じた建物や家財の損害を補てんするための保険です。また火災保険は、火災だけではなく、落雷や台風などの災害による損害も補てんします。

(1) 火災保険の種類

住宅物件の火災保険には、住宅火災保険や住宅総合保険などがあります。住宅火災保険とは、火災、落雷、風災等による損害を補償したもっとも一般的な火災保険であり、居住用の建物とその建物内の家財を対象とした保険です。それに対して住宅総合保険とは、住宅火災保険よりも補償範囲を広げた保険であり、水災や盗難なども補償した保険です。

住宅火災保険と住宅総合保険の補償の範囲の違いは、「火災、落雷、爆発、破裂、風災、ひょう災、雪災」はいずれの保険でも補償の範囲となっており、「地震、噴火、津波」はいずれの保険でも補償の範囲外です。そして、「水害(水災)」、「給排水設備事故による水漏れ」、「盗難」、「外部からの落下、飛来、衝突」、「持出家財の損害」については、住宅火災保険では補償の範囲外ですが、住宅総合保険では補償の範囲となっています。

(2) 保険金の支払額(価格協定保険特約)

保険金額の支払いは、保険金額を限度として、契約時の保険金額が保険価額の80%以上であるかどうかによって支払額の算定方法が異なります。つまり、保険金額が保険価額の80%以上であれば、実損てん補となり、保険金額を限度に実際の損害額が支払われます。それに対して保険金額が80%未満の場合、比例てん補となり、以下の公式によって保険金の支払額が決まります。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$$

(3) 失火責任法

火災を起こして隣家に損害を与えたとしても、それが軽過失によるものであれば、損害賠償責任を負わなくてもよいと失火責任法は規定しています。ただし、重過失や故意によって火災を起こした場合は、損害賠償責任が生じます。

なお、借家人が借家つまり賃貸住宅を焼失させた場合は、家主に対しては損害賠償責任を負います。

5. 地震保険

地震保険とは、火災保険では対象外である地震、噴火、津波によって生じた火災についても、補償する保険です。地震保険は、単独では加入できないので、火災保険の特約として加入する必要があります。また、住宅(居住用建物)と住宅内の家財が補償の対象となりますが、1個または1組の価格が30万円を超える貴金属や宝石などは補償の対象外です。

地震保険の保険金額は主契約である火災保険の30%から50%の範囲で設定できます。ただし、建物の場合5,000万円、家財の場合1,000万円が上限です。

6. 自動車保険

自動車保険とは、自動車事故などから生じる損害を補償するための保険です。自動車保険には、自賠責保険と民間の保険である自動車保険があります。

(1) 自賠責保険

自賠責保険とは、すべての原動機付自転車を含むすべての自動車の所有者と運転者が必ず加入しなければならない保険です。自賠責保険の補償対象は対人賠償事故のみです。対人とは、死傷した相手側の運転者とその同乗者あるいは歩行者などのことです。つまり自賠責保険は被害者のみを補償するものなので、加害者の怪我や自動車の破損は対象外です。

保険金の限度額は死傷者1人あたり、死亡事故の場合、最高3,000万円、傷害事故の場合、最高120万円です。また後遺障害の場合、障害の程度によって75万円から4,000万円となっています。

〈参考リンク〉 [自賠責保険〔国土交通省〕](#)

(2) 民間の自動車保険

民間の自動車保険は、任意加入であり、自賠責保険ではカバーしきれない損害をカバーするための保険です。民間の自動車保険には、対人賠償保険、対物賠償保険、搭乗者傷害保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、車両保険、人身傷害補償保険などがあります。それぞれの内容は、以下のとおりです。

対人賠償保険

自動車事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に自賠責保険の支払額を超える部分の金額が支払われる保険です。

対物賠償保険

自動車事故で他人のもの(財物)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる保険です。

搭乗者傷害保険

被保険自動車に乗車中の人(運転者や同乗者)が死傷した場合などに保険金が支払われる保険です。

自損事故保険

運転者が単独事故を起こし、自賠責保険では補償されないときに保険金が支払われる保険です。

無保険者傷害保険

自動車事故により乗車中の人(運転者や同乗者)が死傷した場合に、事故の相手方(加害者)が無保険であったり、十分な賠償ができないとき、保険金が支払われる保険です。

車両保険

自分の自動車が偶然の事故により損害を受けたときや盗難にあった場合に保険金が支払われる保険です。

人身傷害補償保険

自動車事故により被保険者が死傷した場合に、過失の有無に係らず、実際の損害額が示談を待たずに支払われる保険です。

7. 傷害保険

傷害保険とは、日常生活におけるさまざまな怪我に対して保険金が支払われる保険です。ただし、日常生活におけるさまざまな怪我とは、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った状態のことです。傷害保険には、普通傷害保険、交通事故傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行傷害保険などがあります。

(1) 普通傷害保険

普通傷害保険とは、国内外を問わず、日常生活で起こる傷害を補償する保険です。ただし、病気、細菌性食中毒、自殺、地震、噴火、津波を原因とする傷害は補償の対象外です。なお、1つの契約で家族全員が補償される家族傷害保険もあります。

(2) 交通事故傷害保険

国内外で起きた交通事故、建物や乗り物の火災などによる傷害を補償する保険です。なお、1つの契約で家族全員が補償されるファミリー交通傷害保険もあります。

(3) 国内旅行傷害保険

国内旅行中の傷害を補償する保険です。なお、細菌性食中毒は補償の対象となりますが、地震などによる傷害は対象外です。

(4) 海外旅行傷害保険

家を出てから帰宅するまでの海外旅行中の傷害を補償する保険です。この場合、細菌性食中毒、地震、噴火、津波による傷害も補償の対象となります。

8. 賠償責任保険

賠償責任保険とは、偶然の事故によって、損害賠償責任を負ったときに補償される保険です。損害賠償責任保険には、個人賠償責任保険、PL 保険(生産物賠償責任保険)などがあります。

(1) 個人賠償責任保険

日常生活における事故によって、他人に怪我をさせたり、他人のものを壊したことにより、損害賠償責任を負ったときに備える保険です。なお、1つの契約で家族全員が補償の対象となります。家族全員とは、配偶者、生計を一にする同居親族、別居の未婚の子です。ただし、業務遂行中の賠償事故、自動車の運転による事故は対象外です。

(2) PL 保険(生産物賠償責任保険)

製造、販売した製品の欠陥によって、他人に損害を与え、損害賠償責任を負ったときに備える、企業を対象とした保険です。例えば、ホテルの食事で食中毒を出した場合や扇風機から出火し、やけどを負わせた場合などです。

9. 損害保険と税金

損害保険のうち地震保険の場合、地震保険料控除として、所得税や住民税の計算上、所得から控除することができます。控除額は、所得税の場合、地震保険料の全額ただし最高 50,000 円となっており、住民税の場合、地震保険料×1/2 ただし最高 25,000 円となっています。

損害保険の保険金を受取った場合は、原則として非課税です。これは、損害保険が実損払い、つまり、損失補てんを目的としているからです。ただし、死亡保険金(傷害保険など)、満期返戻金、年金として受取る場合の保険金については、生命保険と同様です。

第5節 第三分野の保険

1. 第三分野の保険とは

第三分野の保険とは、生命保険や損害保険に属さない保険のことであり、具体的には病気や怪我、介護などに備えるための保険です。これらは、生命保険に特約として付けることもできますが、ここではそれを単独の医療保険として契約する場合のことで

2. 第三分野の保険の種類

第三分野の保険には、医療保険、がん保険、介護保障保険、所得補償保険などがあります。